
令和8年 第1回 宇美町議会臨時会会議録（第1日）

令和8年1月21日宇美町議会臨時会を宇美町議会議場に招集した

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の提案総括説明
- 日程第4 議案第1号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第2号 宇美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第6 議案第3号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第4号 令和7年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第5号 令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第6号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第7号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第6号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の提案総括説明
- 日程第4 議案第1号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第2号 宇美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第6 議案第3号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第4号 令和7年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第5号 令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第6号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第7号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第6号）

出席議員（11名）

1番 小林 孝昭

2番 安川 禎幸

3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
8番 黒川 悟	9番 鳴海 圭矢
10番 白水 英至	11番 藤木 泰
12番 古賀ひろ子	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和
書記 松田 好弘 書記 園 麻友

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安川 茂伸	副町長	……………	原田 和幸
副町長	……………	一木 孝敏	教育長	……………	折居 邦成
総務課長	……………	八島 勝行	地域コミュニティ課長	…	藤木 義和
シティプロモーション課長	…	竹下 健一	企画財政課長	……………	工藤 正人
税務課長	……………	田口 嘉輝	会計課長	……………	大神 隆史
住民課長	……………	野田 幸二	健康課長	……………	水野 治也
福祉課長	……………	工藤 寿子	環境課長	……………	石川 和男
管財課長	……………	矢野 量久	都市整備課長	……………	添田 勝春
上下水道課長	……………	前田 友博	学校教育課長	……………	川畑 廣典
社会教育課長	……………	太田 一男	こどもみらい課長	……	入江 和美

10時00分開会

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

ただいまから令和8年第1回宇美町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

お知らせします。本臨時会会期中、議会広報用のため、事務局職員による写真撮影を許可しております。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、6番、安川議員と8番、黒川議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（古賀ひろ子）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討した結果、本臨時会の会期は本日1月21日、1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1月21日、1日間に決定しました。

日程第3. 町長の提案総括説明

○議長（古賀ひろ子）

日程第3、町長の提案総括説明を行います。

町長より、本臨時会に提案された案件は、条例案2件、予算案5件の計7件です。

町長の提案総括説明を求めます。安川町長。

○町長（安川茂伸）

皆さん、おはようございます。

本日、宇美町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本臨時会に提案しています議案は、条例案2件、予算案5件の計7件であります。

議案第1号の宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、人事院の国会及び内閣に対する令和7年8月7日付の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の額の改定等を行う

に当たり、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号の宇美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号の令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ57万6,000円を追加し、予算総額を6億7,911万2,000円とするものです。

補正の内容は、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴い、職員及び会計年度任用職員の人件費を増額するものです。

議案第4号の令和7年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、予算総額を39億196万3,000円とするものです。

補正の内容は、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴い、会計年度任用職員の人件費を増額するものです。

議案第5号の令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）については、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴う人件費の補正を行っており、収益的収支の支出において、278万4,000円増額して7億3,431万4,000円としております。これにより、今年度の純利益は1,162万円余を見込んでいるものです。

議案第6号の令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）については、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴う人件費の補正を行っており、収益的収支の支出において、118万5,000円増額して8億7,868万8,000円としております。これにより、今年度の純利益は8,705万円余を見込んでいるものです。

議案第7号の令和7年度宇美町一般会計補正予算（第6号）については、歳入歳出それぞれ13億6,460万8,000円を追加し、予算総額を182億6,149万8,000円とするものです。また、繰越明許費を併せて提案しています。

本補正予算は、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴う人件費の増額をはじめ、物価高騰が長期化し、その影響が町民全体に及んでいることから、全町民1人当たり1万円を給付する物価高騰対応生活応援給付金支給事業費や、特にその影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、児童手当支給対象児童を養育する父母等に対し、こども1人当たり2万円を給付する物価高対応子育て応援手当支給事業費を計上するほか、ふるさと宇美町応援寄附金の決算を17億と見込み、不足する関連経費の増額などを行っております。

また、今回の補正予算に必要な財源として、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）及び物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金のほか、ふるさ

と宇美町応援寄附金、財政調整基金繰入金を計上しています。

以上で提案総括説明を終わりますが、それぞれの議案が議題となりましたときには担当者より詳細に説明させますので、議決いただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

町長の提案総括説明を終わります。

日程第4．議案第1号

○議長（古賀ひろ子）

日程第4、議案第1号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

それでは、議案第1号について御説明をいたします。

議案第1号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和7年8月7日付の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の額の改定等を行うに当たり、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

本年の人事院勧告では、昨年度に引き続き、月例給、期末手当等ともに引上げとなっており、民間給与との較差3.62%を解消するため、若年層に重点を置いて給料月額を引き上げるとともに、期末手当等を0.05月分引き上げるほか、通勤手当の改定等を行うもので、本条例により、5つの条例を一括改正することとしております。

次のページから8ページまでが改正文、9ページから24ページまでが、それぞれの条例ごとの新旧対照表で、25ページ以降が参考資料となっております。

改正の内容につきましては、25ページ以降の宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要、この資料を使って説明をさせていただきます。

初めに、人事院勧告の概要でございしますが、大きく分けて3つのポイントがございします。

先ほど少し触れましたが、1つは期末手当・勤勉手当の改定で、令和6年8月から令和7年7月までの民間ボーナスとの較差に基づく改正。

2つは、給料月額の改定で、令和7年4月分の民間給与との比較に基づく改定。

3つは、通勤手当の改定等を行うものでございます。

それでは、具体的に説明を行います。

まず、1、期末手当・勤勉手当の改定についてでございます。

期末手当・勤勉手当は、職員の区分ごとに改定を行います。

まず、上段の一般職員でございますが、現行では一般職員の期末手当と勤勉手当は合計で4.6月となっておりますが、これを0.05月分引き上げて、合計で4.65月となるように改定をいたします。

令和7年度につきましては、既に6月期・12月期ともに支払っておりますので、事務手続上、12月期分の期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げます。

令和8年度は、6月期・12月期ともにそれぞれ0.0125月分ずつ均等に引き上げます。

中段の定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員につきましても、同様に各年度0.05月分引き上げて、現行の2.4月から2.45月に改定を行います。

下段の議会議員及び特別職の職員で常勤のものにつきましては、勤勉手当の規定がございませんので、他の区分と同様に0.05月分引き上げて、3.45月から3.5月に改定を行います。

次に、26ページの2、給料月額改定についてでございますが、民間給与との較差マイナスの1万5,014円、3.62%、これを解消するため給料月額を引き上げます。平均の改定率は3.3%の増となっております。

採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げることとし、高卒者で1万2,300円、大卒者で1万2,000円の増額となります。

また、今回は若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても昨年を大幅に上回る改定を行います。

なお、この給料月額改定につきましては、令和7年4月1日に遡って適用することとしております。

次に、3、参考例として、代表的職員と新規採用職員について、給料と賞与への影響額の例をお示ししておりますので、後ほど御確認ください。

次に、4、自動車等使用者に対する通勤手当の改定でございます。

まず、(1)令和7年4月1日からの適用の内容につきましては、現行の距離区分において通勤手当の額を引き上げます。

例でございますが、10キロ以上15キロ未満の区分では、現行の7,100円から7,300円に200円の増額、20キロ以上25キロ未満の区分では、現行の1万2,900円から1万3,500円に600円の増額となります。

次の(2)令和8年4月1日からの適用の内容につきましては、これは2つの変更点がございます。

1つは、①新たな距離区分の新設でございます。100キロメートル以上を上限とする新たな距離区分を新設いたします。この区分の上限額については、6万6,400円としております。なお、この新たな距離区分の新設につきましては、条例ではなく規則で定めることとしております。

それから2つは、②駐車場等の利用に対する通勤手当の新設でございます。1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設いたします。

次に、5、地域手当の改定につきましては、地域手当の支給割合に係る特例措置、これを令和8年3月31日をもって終了することとしております。これによりまして、地域手当の支給割合を現行の3%から4%に改定をいたします。

次に、6のその他でございます。

(1) 地域手当の算出方法の見直しにつきましては、地域手当の算出基礎を国家公務員に準じて改めるものでございます。

次の(2) 勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直しにつきましては、職員の時間外勤務手当等の基礎額となる勤務1時間当たりの給与額の算定方法を改めるものでございます。

最後に、7の施行期日でございますが、第1条、第3条、第5条、第7条の改正につきましては公布の日から、第2条、第4条、第6条、第8条及び第9条の改正につきましては、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第2号

○議長（古賀ひろ子）

日程第5、議案第2号 宇美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

議案第2号 宇美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について。上記の議案を別紙のとおり提出します。

提案理由ですが、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案の2ページが、条例の制定文でございます。

第1条では、この条例の趣旨、第2条では用語の定義、第3条では基準、第4条では暴力団等の排除について定めております。

3ページから4ページが参考資料でございます。

条例の概要につきましては、3ページ、4ページの参考資料で御説明をさせていただきます。宇美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の概要です。

1、条例制定の趣旨でございます。

子ども・子育て支援法の一部改正により、令和8年4月1日から保育所等に通園していない生後6か月から満3歳未満の児童を対象に、一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が開始されます。

本町では、乳児等通園支援事業の実施に伴い、同事業の実施事業者に対する設備及び運営に係る基準を定めるため、宇美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を12月定例議会において制定したところですが、改正後の法では、利用者に対して乳児等支援給付費を支給することが定められており、市町村は給付費の支給のための確認手続を行うため、さきの条例に加え、本町の確認基準についての条例を制定する必要があります。

このたび、当該条例に関し、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が公布されたことから、法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、宇美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を新たに制定するものでございます。

2、乳児等通園支援事業の概要です。

利用対象者は、6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもとなります。対象者の認定は、居住する市町村による認定で、利用者からの申請が必要となります。利用時間は、月一

定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用。利用料は、こども1人につき1時間300円程度で、実施事業者が徴収をいたします。利用方法等は、実施事業者との直接契約。実施場所は、保育所、認定こども園、幼稚園等となっています。

イメージ図を下の表に記載しております。赤の破線で囲んでいるところが対象箇所となりますので御確認をください。

3、条例について。(1) 条例で定める基準。条例で定める基準は、児童福祉法第34条の16第2項に基づき、従うべき基準と参酌すべき基準の2つに分類されます。

(2) 条例で定める基準の事項。国の従うべき基準と参酌すべき基準の事項については、表にそれぞれ記載している内容のとおりとなっております。

(3) 独自基準。条例の制定においては、実情に応じて国と異なる基準とする合理的な理由はないことから、次に掲げる項目に係る部分を除き、(2)で示されている国の基準と同内容とすることとします。

独自基準の項目として、暴力団等排除を追加。内容は、乳児等通園支援事業者が宇美町暴力団排除条例に定める暴力団員等でないことを求めるものです。

町独自基準とする理由としては、暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するためです。

(4) 施行期日は、令和8年4月1日となります。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

こども誰でも通園制度につきましては、以前にも私、一般質問で取り上げましたので、今からする質問も以前の質問と非常に似た内容になると思いますが、改めて質問をしたいと思います。

まず第1に、就労の要件にかかわらず、誰でも保育ができるっていうその趣旨については、私はいいと思うんです。働いてなくても、こどもさんを預けられる環境をつくっていく、これ自体には別に反対じゃないんです。

しかしながら、現状っていうのを見た場合に、そもそも日本の保育士の配置基準が諸外国に比べて低いと、低過ぎると。現状、保育士さん1人が見るこどもの数が多過ぎるという問題があるという、私は捉えているわけですね。

その中で、新たにこどもが短時間で日替わりで入ってくるとなると、現場の負担がさらに増えるんじゃないか。安全性大丈夫なのかという大きな懸念があるわけですね。

そういった中で、現状の配置基準で、これ本当にこの制度を進めていって大丈夫なのか。配置

基準について、これ妥当だと、どういうふうな捉え方をされているのか、ちょっとその点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

配置基準につきましては、国の配置基準に準じて保育士の配置を行うものでございます。

○議長（古賀ひろ子）

9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

だから、国の配置基準が少な過ぎるんじゃないかって。そもそも少な過ぎるんじゃないかと、私はそういう認識なんですよね。今、保育士さん足りないっていうことで、現場のほうも苦労されているというふうに伺っています。

保育士さんが足りないから、ただ数だけ増やせばいいのか、そういう問題じゃないと思うんです。ちゃんとしかるべきカリキュラムを受けて、しかるべきちゃんとした資格を取って、それなりの基準に達した知識とかスキルとか経験を有した、ちゃんとした保育士さんを増やさないと、基準を下げて準保育士とかそういうのもいろいろあるみたいですけど、そうじゃなくて、ちゃんとした資格を持った保育士さんを増やすべきなんじゃないかというふうに、私は捉えているわけなんです。

今、国の基準に従うということは、では、課長は配置基準問題ないというふうに捉えているということで理解してよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

国の基準に従って配置をしておりますので、安全性については問題ないという認識でございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対者からの発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

私は、本案に対して反対の立場から討論をしたいと思います。

先ほども申し上げたとおり、就労の要件にかかわらず、誰でも保育ができる、そこを目指すという趣旨については私は賛成なんですけど、先ほども申し上げましたとおり、やはり日本の保育士の配置基準が外国に比べて少ない。このまま本当に受け入れるこどもたちを増やして大丈夫なのかというところに大変大きな懸念を持つものであります。

さらに、アレルギーや発達の状態など必要な情報が十分に把握されずに、もしかしたら命に関わる事故が起こるんじゃないかという懸念も拭い切れないわけですね。慣れない環境に置かれる、こどものストレスというのも懸念されます。

乳幼児期というのは、その子の人生の人格形成においても大きな影響を与える、大変重要な時期というふうに言われておりますので、やはりそういうときには細心の注意を払って保育する必要があるんじゃないかということを私は思うわけですね。

では、全てのこどもたちの育ちを応援するには、このやり方では駄目なんじゃないかと思うわけですよ。保育士の配置基準をまず抜本的に改善した上で、専用の保育士を確保して、まず民間ではなくて、公が国なり地方自治体なり、公が責任を持つような保育施設に入れる体制をつくるべきだ、このことを訴えまして私は反対といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

この条例、いろいろ御心配もあるかと思いますが、やはり子育て世代の非常にニーズが高い事業ということで、国が法制化して実施しようとしているところ。これを実施するには、この条例が必要不可欠でございます。

したがいまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に反対者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

これで討論を終わります。

これから、議案第2号 宇美町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
タブレット設定のため、暫時休憩します。

10時27分休憩

.....
10時29分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第6. 議案第3号

○議長（古賀ひろ子）

日程第6、議案第3号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、議案第3号について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いします。

議案第3号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和7年度宇美町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ57万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,911万2,000円とするものです。

本補正予算につきましては、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴い、人件費を増額するものです。

それでは、歳出から説明いたします。

12ページ、13ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費は、会計年度任用職員の報酬及び職員の給料、職員手当等の補正で57万6,000円を増額しています。

次に、歳入の説明をいたします。

10ページ、11ページをお願いします。

3款1項1目一般会計繰入金は、歳出の一般管理費の財源となるもので、歳出の補正に伴い57万6,000円を増額しています。

最後になりますが、14、15ページに給与費明細書をおつけしていますので御確認ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入・歳出一括質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、歳入・歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入・歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第4号

○議長（古賀ひろ子）

日程第7、議案第4号 令和7年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、議案第4号について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いします。

議案第4号 令和7年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和7年度宇美町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億196万3,000円とするものです。

本補正予算につきましては、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴い、会計年度任用職員の人件費を増額するものです。

それでは、歳出から説明いたします。

12ページ、13ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費は、会計年度任用職員の報酬の補正で6万円を増額しています。

次の6款1項1目保健事業費も、会計年度任用職員の報酬の補正で8万2,000円を増額しています。

次に、歳入の説明をいたします。

10ページ、11ページをお願いします。

5款2項1目国民健康保険財政調整積立基金繰入金14万2,000円を増額は、本補正予算による不足額を補正するものです。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入・歳出一括質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、歳入・歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入・歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号 令和7年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第5号

○議長（古賀ひろ子）

日程第8、議案第5号 令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼いたします。それでは、議案第5号 令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で収益的収支の支出におきまして、既決予定額7億3,153万円を278万4,000円増額補正いたしまして、7億3,431万4,000円とするものでございます。

第3条では、職員給与費を278万4,000円増額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の1節給料、2節手当、4節報酬、5節法定福利費まで合わせまして133万1,000円の増額は、人事院勧告に基づきまして、浄水場職員及び会計年度任用職員の人件費に伴う増額補正を行うものでございます。

3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費まで合わせまして145万3,000円の増額は、同じく人事院勧告に基づきまして、職員の人件費に伴う増額補正を行うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は1,162万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出の質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、収益的支出の質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。収益的支出の質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号 令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第6号

○議長（古賀ひろ子）

日程第9、議案第6号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼します。議案第6号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で収益的収支の支出におきまして、既決予定額8億7,750万3,000円を118万5,000円増額補正いたしまして、8億7,868万8,000円とするものでございます。

第3条では、職員給与費を118万5,000円増額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定副利費まで合わせまして118万5,000円の増額は、人事院勧告に基づきまして、職員の人件費に伴う増額補正を行うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は8,705万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出の質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、収益的支出の質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。収益的支出の質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第7号

○議長（古賀ひろ子）

日程第10、議案第7号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。それでは、議案第7号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第6号）の説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和7年度宇美町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ13億6,460万8,000円を追加し、予算総額を182億6,149万8,000円とするものでございます。

第2条で繰越明許費を提案いたしております。

今回の補正につきましては、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費等の補正をはじめ、物価高騰対応生活応援給付金支給事業費や物価高対応子育て応援手当支給事業費を計上するほか、ふるさと宇美町応援寄附事業費の増額を行うものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきますが、資料につきましては、1月臨時議会議案資料綴、一般会計補正予算（第6号）事業一覧表を一緒につけておりますので、御参照いただければと思います。

それでは、予算書の18ページ、19ページをお願いいたします。

1款議会費1項議会費1目議会費、001議員報酬等は、議員期末手当を21万4,000円増額。002事務局職員人件費は、給料、職員手当等で36万円増額。003議会運営経費は、会計年度任用職員の報酬を6万1,000円増額いたしております。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、001総務関係職員人件費は、職員等の人件費のみの補正で1,040万3,000円増額。002人事秘書関係経費は、次の20、21ページ、会計年度任用職員の人件費で22万6,000円増額いたしております。

この後、人件費の金額につきましては、説明を省略させていただきます。

4目会計管理費と5目財産管理費も、会計年度任用職員の人件費です。

6目企画費、005ふるさと宇美町応援寄附事業費では、会計年度任用職員の人件費のほか、関連システム利用手数料2,162万2,000円、ワンストップ特例受付代行手数料2,466万9,000円、次の22、23ページ、運營業務委託料7億2,890万5,000円などを計上いたしております。今回、歳入の寄附金計上額と同額の8億円の増額としておりますが、今後の寄附額の伸びがどの程度なのか予測が立てにくいことから、20億円程度の寄附金額まで対応できる経費を確保しているものでございます。

8目自治振興費と9目生涯学習推進費は、会計年度任用職員の人件費です。

19目緊急経済対策費、013物価高騰対応生活応援給付金支給事業費は、全町民に1人当たり1万円の給付金を支給する経費といたしまして、次の24、25ページ、郵便料365万9,000円、振込手数料221万4,000円などを計上。また、物価高騰対応生活応援給付金を3億6,800万円計上いたしております。

2項徴税费1目税務総務費は職員の人件費、2目賦課徴収費は会計年度任用職員の人件費です。

26、27ページ、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、001戸籍住基関係職員人件費は職員の人件費、002戸籍住民基本台帳管理費と004個人番号カード交付事務費は、会計年度任用職員の人件費です。

4項選挙費3目町長・町議会議員選挙費と次の28、29ページ、5項統計調査費1目統計調査総務費は、職員手当等の増額。2目指定統計費は、会計年度任用職員の人件費です。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、001社会福祉関係職員人件費は職員の人件費で、002社会福祉事業費と006国民年金事務経費は、会計年度任用職員の人件費となっております。

次の30、31ページ、4目障害者福祉費と7目介護保険事業費は、全て会計年度任用職員の人件費です。

8目後期高齢者医療費、002後期高齢者医療特別会計繰出金57万6,000円の増額は、特別会計の増額補正に伴い、同額を一般会計から繰り出すものでございます。

32、33ページをお願いします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、001児童福祉関係職員人件費は職員の人件費。次の012物価高対応子育て応援手当支給事業費は、児童手当支給対象児童を養育する父母等に対し、こども1人当たり2万円の応援手当を支給する経費といたしまして、消耗品費47万4,000円、郵便料52万9,000円などを計上。また、物価高対応子育て応援手当を1億3,490万円計上いたしております。

6目児童福祉施設費は、会計年度任用職員の人件費となっております。

34、35ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、001保健衛生関係職員人件費は職員の人件費、002母子衛生事業費と003保健衛生事業費は、会計年度任用職員の人件費となっています。

2項清掃費と次の36、37ページ、6款農林水産業費1項農業費は、全て職員の人件費です。2項林業費1目林業総務費も職員の人件費。2目の林業振興費は、次の38、39ページですが、会計年度任用職員の人件費となっています。

8款土木費1項土木管理費と次の2項道路橋りょう費、さらに次の40、41ページ、5項都市計画費と6項住宅費まで、ここまで全て職員の人件費となっているところです。

次に、42、43ページをお願いします。

9款消防費1項消防費4目防災対策費は、会計年度任用職員の人件費です。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、001事務局職員人件費は職員等の人件費、002事務局運営経費は会計年度任用職員の人件費です。

次の44、45ページ、3目教育支援事業費は、全て会計年度任用職員の人件費となっています。

46、47ページ、6項社会教育費1目社会教育総務費は職員の人件費、4目公民館費、5目図書館費、8目文化財保護費、次の48、49ページ、9目歴史民俗資料館費、これらは全て会計年度任用職員の人件費でございます。

7項保健体育費1目保健体育総務費は職員手当等、3目学校給食費は会計年度任用職員の人件費でございます。

50、51ページ、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費と2項公共土木施設等災害復旧費は、どちらも職員手当等の増額となっています。

歳出は以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、前に戻りまして、14、15ページをお願いします。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）は、歳出の給付金支給事業費と同額の3億7,724万円を計上しています。

3目民生費国庫補助金の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金も、歳出の手当支給事業費の財源として、1億3,691万2,000円を計上いたしております。

17款寄附金1項寄附金3目ふるさと宇美町応援寄附金は、町長指定事業4,600万円、子育て・教育環境整備事業6億5,300万円など、合計で8億円を増額いたしております。

次の16、17ページ、18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金5,045万6,000円は、本補正予算の収支不足額の財源とするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費は2件の提案を行うもので、1件目は事業名が物価高騰対応生活応援給付金支給事業で金額を3億7,724万円とするもの、2件目、事業名が物価高対応子育て応援手当支給事業で金額を2,015万7,000円とするものでございます。

最後に予算書の後ろのほうになりますが、52、53ページと54、55ページに、今回の補正に係ります給与費明細書を掲載いたしておりますので、御参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入・歳出一括質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、歳入・歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

事業一覧の2ページをお願いいたします。

ふるさと宇美町応援寄附事業費8億円の補正についてお尋ねしたいと思います。

ふるさと納税に関しましては、年明け早々に16億円突破いたしまして、ここ数年伸び悩んでいた寄附金額が、まさにV字回復を果たすことができている。職員の皆さんの奮闘、そして、返礼品を出していただいております事業者の皆様にご心より感謝申し上げたいなど、こう思っている次第です。

質問ですけれども、11月から12月の書き入れどきが過ぎて、現在は閑散期となっております。

まず、1月の寄附金の額、どのくらい入ってきているのか、昨年と比べてどう推移しているのか、回答をしてください。

○議長（古賀ひろ子）

工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼します。言われましたように、12月に非常に多くの寄附を頂いておりまして、12月だけで7億6,000万円という大きな額の寄附が入っております。

となると、やはり我々も心配していたのは、その反動ではないですけど、閑散期に入ります1月以降をどう乗り切っていくかというところでございましたけども、1月に入りまして寄附が昨年よりも伸びておりまして、既に2,000万円を超えている状況で、昨年一月分を上回るような形の寄附になってきているところです。

これは、やはりこれまでと同様に広告等を打って露出を多くし、寄附をしようとしている方の目に留まるようにしているっていうところから、1月以降も宇美町が選ばれているのではないかというふうに思っておりますので、この2月、3月についても、やはり昨年を上回る寄附金額というのを期待をしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

まさにビッグウェーブと言えるんじゃないかなと思いますが、このビッグウェーブをしっかり来年度にも継続させていくことが本当に大事じゃないかなと思っています。そのためにも、ちょっとさっき言われたんですが、今の閑散期の取組が本当に大切になってくると思っています。

例えば新規返礼品の開発、あるいは事業者さんとしてしっかり協議を重ねて、返礼品の質と量の確保を進めていく。また、適切な広告を打ちながら、各運営サイトの返礼品ランキングの上位に位置するように、露出を多くするように言われましたけれど、そういったいろいろやり方あると思います。

執行部において、この閑散期、これからどう取り組んでいこうと思っているのか、改めてお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

まさに今議員が言われたとおり、広告を打って露出を多くするというところで、今やはり担当が専任になったことから、毎日ずっとそれぞれのポータルサイト、いろんなポータルサイトを今、毎日確認をしていっています。

そこで、宇美町の名前がなくなれば、何とか広告を打って、そこに宇美町の名前を復活させると。そこから消えてしまうと、やはりそのポータルサイトからの寄附が大きく減ってしまいますので、そこら辺と毎日にらめっこをしています。

そうしたときに、言われました新たな返礼品については、この前の議会でもお話をしましたけ

ども、宇美町の商品を選んでいただけるということのほかにも、体験型ということで宇美町に来ていただけるような食事券とか、そういうのを今開発をしているのと、それ以外、観光的なところとかお金を落とせるようなところとかで民間の部分で返礼品として、その利用券を返礼品として宇美町に来てもらえるようにするとか、そういうことで寄附額の増額以外に関係人口の増っているのも考えているところでもありますし、もう一つ、うちが注目しているのは、やはりポータルサイト内のキーワード設定、キーワードで検索される方がやはり多いので、何とかして検索したときに引っかかるような広告の仕方というのを、やはりいろいろ研究をしています。

どうしても1位に上がらなくて表に出ない、1位、2位に上がらなくて表に出ないとしても、検索で引っかかって、そこで宇美町の返礼品が上がってくれば、そこで選んでももらえる可能性もあるので、例えば、ここで言うのはどうかというのがありますけども、1位、2位にはならなくても、どこどこ市に続く何とかとかしたときに、どこどこ市で検索をすると出てくるんですね、宇美町が。

だから、そういうふうなやり方とかも一つの方法ですので、とにかく検索に引っかかってくるようなキーワード設定っていうところとかも今研究をしているところですので、とにかく寄附される方の目に留まりやすいような方法を今、担当のほうでは研究をしていますが、そういうところからも、閑散期についても寄附額を伸ばしていくというところを頑張っているというふうなところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

今も言われたんですけど、私常々、選択と集中が大事だよと進言してきたわけなんですけど、それはやっぱり専任制ですね、しっかり専任する。ほかの係とは別に外してしまう。専任してもらおう。稼げるところに、しっかり人員を配置するっていうことが大事だよっていうことを常々言ってまいりました。

例えば、今後、ふるさと納税推進室、こういったものを設置して、ふるさと納税と企業版ふるさと納税一体的に進めていくような体制づくり、こういったのもありかなと思っております。

お尋ねします。来年度の目標額、10億じゃないでしょうか、また、それをしっかり言っていただきたいなと思いますけれども。それとともに、見合う人員の配置を行わなくてはいけないと思っています。ぜひ執行部の方針示していただきたいと思いますが、町長か副町長、お答えいただくことができますか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

私から回答させていただきます。

まず、今年度については、本当に過去最高額ということで、想定以上に大きな寄附額を頂いております。本当に全国の方々、寄附頂いた方に感謝を申し上げます。

今年度策定いたしました総合戦略の中では、5年間で50億という数値目標を上げていったところで、特に7年度は5億円だったんですが、それを大きく3倍以上上回っているという状況で、下手すると、年度内には20億まで届くんじゃないかなというふうなところまで来ているところ です。

そうした中で、今後の人員ということをございますけれども、まず今回の大きな寄附額につながったのは、先ほど担当課長も申し上げましたように、昨年12月からの取組として、1つはプロジェクトチームを設置して調査研究を重ね、4月から専任できる体制を取ったということが大きな要因ではないかなというふうに思っています。その成果が、今こうして現れてきているところだと思えます。

さらに、この先をということをございますけれども、一昨年ぐらいから、いろんな全国を取組を調査・研究する中で、いろんな先駆的な取組をしているところもあります。例えば公社であったりとか、いろんな仕組みづくりというのも今後必要になってくるんじゃないかなと思います。

その調査・研究は、今さらに進めているところではございますけれども、昨年12月に設置いたしましたプロジェクトチームについては、解散せずにまだ存続をしている状況でございますので、その拡大というか、それを中心に、今後は1つの係にとどまることなく、庁舎全庁的に取り組む仕組みづくりが必要じゃないかなと思います。

そういった意味においては、このプロジェクトチームを拡大して横断的な取組ができるような仕組みづくりも考えていきたいというふうに思っています。その先に、御提案のあります推進室であったりとか公社であったりとか、そういったことも検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

いずれにしても、今年度の取組を継続して、来年度以降も大きな寄附額につながるよう進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

事業一覧の2ページの下段になりますが、物価高騰対応生活応援給付金支給事業についてお尋ねいたします。

今回、食料品価格等の物価高騰を踏まえ、生活者の負担軽減を図るために、町民1人当たり

1万円の現金の支給を行うということで、おこめ券じゃなくて、当町は1万円ってということで、多分大変町民の方は喜ばれると思います。

そこで、今後これが議決された後、給付までのスケジュール、それをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。とにかくスピード感を持ってやっていきたいと。少しでも早く町民の皆様、この1万円をお届けしたいというところから、既に皆様方のほうに通知をするための専用の封筒等の印刷等については手がけておりまして、発注をかけるところまでいってまして、今日議決が下り次第、その業者と契約をして封筒作成に入ります。

それに基づいて、全世帯への通知書を2月の頭にはつくり上げまして、2月の中旬には皆様のところへ通知が届くようにしたいと思っています。そこは基本的には振込でいきますので、口座振込でいきますので、口座の確認のための通知、1万円の給付をやりますよってお知らせと振込先の確定のための調査みたいな感じの通知を2月にやります。

そして、3月の中旬にそれを締切りとして出していただきまして、振込先が確定した分については、3月の中旬には振込をさせていただきたいと、第一弾は思っております。

当然そこでは100%になりませんので、その後も口座をここにとかいうようないろいろなやり取りがあったりとかすると思いますので、その後は随時確定したところから振込をしていきたいと思っております、最終的には5月の末までを期限として、この事業をやっていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

スピード感を持って支給をするということで、大変喜ばしいことだと思っています。

それで、銀行口座を教えていただくための通知を送ってやるやり方と、マイナンバーカードお持ちの方で口座ひもづけされている方、そういった方との支給のタイミングの違いとか、そういったのはありますか。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

すみません、ちょっと説明が悪くて、きちんと伝わってなかったんで申し訳ありません。

最初の確認の通知のところは、マイナンバーカードに口座のひもづけをされている方や、され

ていなくても、町の何かの公費について、税とか使用料とかを口座振込にしている方等については、今使われている口座がありますので、最初の2月中旬の通知のときに、この通帳に振り込んでいいですかというのをやります。

それと、それが無い方には、同時に口座振込をする口座の届出をお願いしますという通知を、まず最初に2月にやりますので、そこで何も相手方からなければ、マイナンバーカードで登録されている口座等に振込を、自動的にこちらのほうに3月の中旬に行っていこうというふうになっているところなんです。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

先ほど黒川議員の質問にもありましたけども、今回は1万円の現金給付を行うということで、選択肢としてはいろいろあったんじゃないかと思います。政府は何かやたら、おこめ券というのを何かプッシュしていたようですけども、商品券とかおこめ券とかそういうのは選ばずに、現金を1万円配るんだと。

そこに至ったには、選考のプロセスとして、いろいろメリット・デメリット比較されて、結局、現金1万円配るのがいいというふうに決めた過程っていいですか、どういった点を検討して、そういうふうに決められたのか、その理由についてちょっとお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

1番の要因は、やはりスピードです。商品券となると、商品券を印刷して準備するという期間が結構かかります。それと、おこめ券についても、おこめ券の調達までに時間がかかるのと、おこめ券はやはりちょっと手数料を取られたりとかいうのもあるので、一番早い方法は何かというところで、まず現金ということにしています。

それと、さらにスピード感上げるために、先ほど封筒の作成は業者をお願いしてますよって言いましたけども、それ以外は全て職員でやるようにしています。業者のほうに委託すると、また契約手続とかいろいろな打合せとかそういうのが出てきますので、少しでも早くということで、職員で協力してやって少しでも早くというふうにしてますので、現金の場合はそれが、通知さえ出して口座確定すれば、そこで振込をするだけで終わりますので、なぜ現金にしたかというところの一番の理由は、やっぱりスピード感というところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

同じく物価高騰対応生活応援給付金支給事業費についてお尋ねします。

町民1人当たり1万円の給付ということで、かなりインパクトがあるんですね。やはり町民に対する受けとといいますか、そういったのも私すばらしいなと思っております。

これ、宇美町をPRする絶好のチャンスじゃないかなとも思っています。町民の皆さんに周知を広める、こういったのも大切でございます。できたらプレスリリース、議決がされましたよっという時点で、そういったことマスコミ等にも周知していただいて、お、宇美町すげえとか、早いとか、そういったことが多くの人に知れ渡るといいんじゃないかなと思いますが、そういったお考えはあるのでしょうか、ないのでしょうか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

御指摘のように、実はこれ12月の23日か24日だと思うんですけども、担当のほうからずらっと提案がありました。その中でどれを選んでいくのかという話で、先ほど来出ておりますように、おこめ券であるとか商品券、こういったものも検討しました。また、上水道の基本料金、これも検討したわけですけども、課長申し上げましたように時間がかかると。とにかく急げということで。

それと、上水道の基本料金につきましても、今から取り組んだとしても、来年度の5月、6月、7月が最速だということですので、それでは物価高騰対応には時間がかかり過ぎるということで、検討の段階ですが、実はもうちょっと少ない額をお配りしようかっていう話をしてたんですけども、やはりそれではインパクトがないと。

また、ばらけさせるよりも、そこに集中、幾つかに集中してお配りしたほうが、やはり町民の皆さんも喜ぶますし、外に向けてのインパクト、近隣では1万円を配っているところはないと思っています。

なので、年末にすぐプレスリリースしなさいということで、したんですが、やはりまだ議決されていないということで、年末にはリリースしたものの、報道はされませんでした。

ただ、年明けに、毎日新聞のほうに掲載されたという経緯があります。

また、今日こうやって議決されましたので、私が直接新聞社のほうに電話しようと思っております。そういった形で、町のアピールもしていきたいというふうにいるところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入・歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。10番、白水議員。

○議員（10番 白水英至）

10番です。事業一覧の2ページのふるさと宇美町応援寄附事業ですが、先ほど4番議員が細かい質問されたんで、それはいいんですが、17億とか20億とかいう話が出ておりますが、何か気になるのが宇美町に幾ら残るのかなと、それが気になるんですよ。これ多分町民の方も気になると思いますが、担当課の努力はよくされていると説明を受けて分かりました。

1つは、まず経費もかかりますよね。それと商品代。また、ふるさと納税があるばかりに、町の方も宇美町の方もよそから、何ですか、ふるさと納税を利用されている。それトータルしたら、どのくらいの金額が残るのかなと、それが気になっとるんですが、それ分かりますかね。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

経費については、国からの指示で50%以下というふうに決められていますので、昨年報告した分でいくと、0.何ぼまではちょっとはつきりとしませんが、ちょっと違うかもしれません、49.5%程度だったんです。

なので、50%ちょっとぐらひは町に残っていますので、その分は額が大きくなってきますと、その年度とかに何の事業に使うとかいうことが非常に難しくなるので、今うちのほうの取組としてやっているのは、一旦ふるさと応援基金に積立てをしていますので、今回の17億円とした場合に、その半分、8億5,000万ですか、については基本的には町に残るということになりますので、その分は一旦基金に積み立てて、後年度以降にいろいろな寄附の目的に合った事業に充当していくという形を今、取っています。

あとちょっと、宇美町の方が寄附をして、それで宇美町の方が払う税金が減った分については、ちょっと当課のほうでは把握をしていませんので、もしちょっと税務課とかで分かればとは思いますが、当課のほうからはちょっとお答えができないという状況です。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

答えます。田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝）

すみません。ただいまちょっと資料、手元に持ちませんので、後ほど回答したいと思います。お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

約半分っていうのは、商品代というか、そういうものの経費だろうと思いますが、担当の職員を増やせば、やはりまた別の経費が増えますよね、人件費とか。そういうのも含めて、どのくらいが元に残るのかなっていうのが、気になってしょうがないんですよね。

先ほどの、まだ資料がないってことですけど、そのこのとこ、もし分かれば。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

はっきりはちょっと言えませんが、今の経費の分は、職員の人件費は入っていませんが、今、職員2名と会計年度さん、年間通してで雇用しております、週に5分の4、要は4日間出てきていただけてますけども、その会計年度任用職員さんのふるさと応援寄附事業に係る分の経費は、その経費の中に入っています。

その経費は、先ほど言われた商品代とか発送代とか通知の郵便料とか、そういうのを全部含めて経費の中に入りますので、それが49.数%の経費というところになりますが、今言いましたように、職員2人分の人件費は入っていませんので、2人分ですっていうと、1,000万ちょっとぐらいはかかると思うので、その分は寄附からということではないかもしれませんが、一般財源から使っているという考え方もありますけども、その辺の人件費は別にはかかっているというような状況にはなります。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

では、白水議員のただいまの質疑に対する調整のため、ただいまから暫時休憩に入ります。

11時16分休憩

.....

11時24分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、10番、白水議員の質疑に対する回答について、税務課長より発言の申出がっておりますので、これを許します。田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝）

失礼いたします。お時間いただき、ありがとうございます。

ふるさと納税に対する町の税収の減というところでございますけれども、現在の令和7年中の寄附額に対するものにつきましては、これからの申告での算出となりますので、前年6年度の実績でお答えします。

金額としまして、減少になった額が5,688万円ほどとなります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第6号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

したがって、本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任することに決定しました。

○議長（古賀ひろ子）

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和8年第1回宇美町議会臨時会を閉会します。

○議会議務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時27分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月5日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 黒 川 悟

署名議員 安 川 繁 典